

大和市教育委員会訓令第3号

庁中一般、各かい

大和市学校職員服務規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成29年3月30日

大和市教育委員会

教育長 柿本隆夫

大和市学校職員服務規程の一部を改正する規程

大和市学校職員服務規程（昭和46年大和市教育委員会訓令第2号）の一部を次のように改正する。

第3条第1号中「になう」を「担う」に改め、同条第2号中「率先」を「率先して」に改め、同条第8号中「たづさわる」を「携わる」に改める。

第4条第1項中第1号を削り、第2号を第1号とし、第3号から第7号までを1号ずつ繰り上げる。

附 則

この訓令は、平成29年4月1日から施行する。